

第1回 豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会 議事録要旨

注) 議事録については、発言内容を一言一句正確に整理したものではありません。発言内容をもとに一部表現(文言)を変えて表記している箇所があります。

- 日 時 平成30年10月30日(火)午後1時30分～午後3時05分
- 会 場 豊岡市立野庁舎1階 多目的ホール
- 出席者 西池委員 宮下委員 田垣委員 浜上委員 中井委員 足立委員
國下委員 大垣委員 桑井委員 酒井委員 谷委員 中江委員
林委員 高谷委員
- 欠席者 中嶋委員 小西委員 田村委員 柳委員

○ 協議事項

(1) 豊岡市障害者計画の取組み状況について

【質疑応答等】

○ 雇用・就労機会の拡充について

G委員

- ・ 障害者雇用率の障害種別の人数を教えてください。また、視覚障害者の雇用については大変難しく悩んでいる。雇用をどのようにすればよいかいいアイデアがあれば教えてください。

事務局

- ・ 市長事務部局等については雇用者745.5名に対して、身体15名、知的1名、精神0名の合計16名を雇用している。教育委員会については雇用者310名に対して、身体9名、知的0名、精神0名となっている。市長事務部局等では6名、教育委員会では2名の重度の方がおられダブルカウントとなるので、それぞれ22名と11名が障害者雇用率の算出人数となっている。

N委員

- ・ 但馬地域の障害者の雇用率については、兵庫県内では高い数値となっている。障害者雇用率の水増し問題で、全国で3,800人の障害者雇用が足りていない状況である。これから各省庁が計画をもって障害者の求人を検討するので、ハローワークにも求人が出てくると思う。
- ・ ハローワークには比較的軽度の視覚障害の方が来られる。神戸にある視覚障害者の専門学校で鍼やあん摩の訓練を受けられる方もおられる。

A委員

- ・ 官公庁の障害者雇用の水増し問題について、深い議論がされていないように感じる。職場で障害者手帳を持っていると言いつらい環境ではないのか。手帳を持っていることで昇進等に支障があると考えてしまう。逆に人事担当にあっては手帳というプライベートな情報を慎重に取り扱わなければならない。職場で手帳を持っていることをいえるような体制か検証する必要があると思うが、残念ながらこの点については、議論がなされていない。
- ・ 議会等で市内に県立の専門職大学が設立されると聞いている。大学では印刷、掃除、事務補助等多様な役務が発生する。開学から4年でかなりの人が、大学で社会的活動される。この機会に障害者雇用の仕組みをつくれればよいのではないか。

K委員

- ・ 精神障害者の求職率は上がってきていると思うが、ハローワークの求人状況と市の採用はアンバランスに感じる。市はどのように応募されているのか。実際に精神障害者に応募がないのか、雇いにくいのであれば、どのようにすれば雇用が進むと考えているのか。

事務局

- ・ 精神障害者の雇用については、市職員課でも福祉部署と連携しながら意識をもって取り組んでいるが、なかなか実績が上がらない。募集の仕方については把握していないが、精神障害者の雇用に向けて実習を行ったことがある。その方は、本人のスキル、能力や仕事上の問題でなく、別の要因で不調になり採用に至らなかった。実際の雇用に当たっては、いろいろなハードルがあると感じている。
精神障害者の方については、人にもよるが特性やその日の調子、仕事の内容や切り出し方のマッチングの課題があると考えている。

N委員

- ・ ハローワークでは精神障害の方、発達障害の方の募集が多くなっている。市からも募集がある。結果としては採用に至っていない。精神障害の方は体調面で出勤できない、出勤日数などが限られるのでテレワークなど多様な働き方を検討する必要がある。

副委員長

- ・ 豊岡市立図書館では、以前から短時間であるが複数の知的障害者の雇用が行われているが、このようなケースは障害者雇用の対象にはならないという考え方である。知的・発達・精神の障害者の方にとっては短時間でも立派な勤務であるので認めてほしい。8時間労働がすべてではないという視点を持ってほしい。

委員長

- ・ 雇用率は達成しているが職員課と連携しながら、より幅広く雇用を進めていただければと思う。

○ 障害を理由とする差別の解消の推進について

H委員

- ・ 障害者差別解消法について行政は義務を徹底してほしい。直接差別することは法の対象に結び付けやすいが、合理的配慮の不提供も差別であることがなかなか分からないので、そこを徹底する必要がある。
民間企業については努力義務となっているが、努力義務なのでなくてよいのではなく、企業に働きかけを行ってほしい。出前講座についても申し込みを待つのではなく、例えば商工会等に呼びかけて研修会をするなど検討してほしい。

事務局

- ・ 障害者差別解消法については、28年度に職員向けの研修を6回行った。今年、新任職員研修向けも行ったので、今後継続して行っていきたい。これまで受講できなかった職員に対してどのように周知していくかは今後検討していく必要がある。
- ・ 民間企業に対しての働きかけはまだできていない。商工会とは、昨年度と今年度研修を持ち掛けたことがあったが日程が合わなかった。今後、啓発や研修をしていきたい。

A委員

- ・ 資料の相談対応については、1つ目と3つ目については法律には触れないので、市ホームページに掲載するにあたっては、異なる解釈をされる可能性があるため、文言を修正した方がよい。あくまで相談事例の1つ。2つ目にしてももう少し補足をしなければ誤解をあたえる。
- ・ 民間企業に対する障害者差別解消法の研修については、行政が行うには限界がある。障害者団体自らがシンポジウムを行い、自分たちの経験を話して、みんなで考えてみるなど、ポトムアップ形式で行うことも一つのアイデアと思う。
- ・ これだけインバウンドで外国人が増えていることを考えると、もし何か法律に触れる対応があった場合、一気に豊岡の評判が悪くなる。一番関係があるのが観光、交通、流通の業種だと思うので、研修の対象として業種を絞ることも大事だと思う。

事務局

- ・ 資料については、修正をする。また、民間企業への周知についても、ご意見を参考に組みたい。

E委員

- ・ 当団体については外向きへの発信力が弱くアピールができていない。但馬で機関紙を発行しており、そこでは車椅子対応や多目的トイレのあるお店がわかるように掲載している。「〇〇がない」という表現より「〇〇がある」という表現の方が行政も発信しやすいのではないかと思う。公共性の高い施設は利用しやすいが、個人のお店でこういった対応ができるということは知られていない。

委員長

- ・ 上から目線の啓発でなく、利用者目線の啓発を行ってほしい。

○ こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携について

L委員

- ・ 今年度、北但広域療育センターを利用している方で、すくすく訪問支援事業も利用されている場合、保育所等訪問支援のときに一緒に行っており、連携はできていると思う。就学に向けた相談や就学前の園でのかかわり方についても意見交換をしている。
- ・ 関わりからサービス開始まで時間がかかると、適切な時期の対応・療育は難しくなる。他市町から転入された方でセルフプランをされていた方がいる。豊岡市にセルフプランについての問い合わせをしたところ、「選択肢ではある」という返事をいただいている。相談支援事業所が手いっぱい、計画の作成ができないので、セルフプランも検討してもらっている。計画の様式やモニタリングの時期など、全体で話をしていく必要があるが、解決策が出てきたことはありがたい。

○ 住まいの確保について

委員長

- ・ 懇談会に不動産業者はどれぐらいの数が参加しているのか。

事務局

- ・ 懇談会については、これから開催を考えている。メンバーについては、アンケートに回答いただき企業や福祉関係者とこれまで関わりがあった企業を考えている。

委員長

- ・ 下半期に向けて計画どおりに進めてほしい。

(2) 第5期豊岡市障害福祉計画の進捗状況について

【質疑応答等】

H委員（事前質問）

- ・ 同行援護について、29年度と30年度で大きな差があるが原因は。また、地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業について「無」となっているが下半期の計画は。

事務局

- ・ 同行援護の利用実績が減少している要因は、まず利用者が若干減少したことがあげられる。また、利用実績をみると7・8月の利用が極端に少なかった。利用者が高齢なこともあると思うが、今年の夏は猛暑に加え、長雨、台風などの気象条件も影響しているのではないかと思われる。
- ・ 理解促進研修・啓発事業については、この事業で予算化していないので「無」としているが、障害者差別解消法の出前講座や障害者理解についての広報については継続実施している。

(3) 第1期豊岡市障害児福祉計画の進捗状況について

【質疑応答等】

D委員

- ・ 協議の場の組織体のメンバーが実務レベルの担当者と言うことか。

事務局

- ・ 協議の場のメンバーが実務担当者レベルである。
- ・ 実務者レベルの担当者にしたのは、ライフステージ毎の各分野における支援の現状把握や課題を抽出する、それに伴って解決すべき地域資源が地域にあるのか、あるのであればどう評価されているのか、関係機関が実際どのように連携をとるのがよいのか、そのあたりを実際に支援に携わる方に集まっていただき個々に検証するため実務者とした。

その後、対応策を検討する段階になれば、実務者レベルより上の代表者等に集まっていたきたいと考えている。

D委員

- ・豊岡市障害者自立支援協議会せいかつ部会重症心身障害者（児）の支援を検討するプロジェクトチームとの関係は。

事務局

- ・プロジェクトチームでは今実態調査を進めている。現時点では、情報提供をいただきながら連携していきたいと考えている。

委員長

- ・すでに関係機関に声掛けは行っているのか。どのような関係機関を想定しているのか。

事務局

- ・これから協議していく。関係機関については、障害福祉、保育・教育、保健・医療などを考えている。例えば行政機関では教育委員会、保健所、学校の現場などに参加いただきたい。

D委員

- ・知的障害者は年齢とともに医療的ケアが必要になり、重度化、高齢化が大きな課題となっている。但馬地域については、スポットを当てられていると思うので、ぜひ加速して進めてほしい。

5 その他

第5期豊岡市障害福祉計画・第1期豊岡市障害児福祉計画グループインタビューの主な結果と課題の対応状況について

【質疑応答等】

副委員長

- ・手話言語条例について「検討する必要がある」となっているが、どのような状況か。

事務局

- ・いろいろな視点から検討する必要があるので、豊岡ろうあ協会と意見交換を行った。あわせて、他市町の取組みを調査して、本市における課題と合わせて検証している。

A委員

- ・数年前の市議会における市長答弁では、趣旨には賛同するが、制定についてはどちらかと言うと否定的な答弁であったように感じる。法律に関しては市議会において全会一致で採択されているが、数年のうちに方針が変わったのか。

事務局

- ・ 市長の「条例があっても、なくても我々がすることは同じ」との想いは変わっていないと思う。ただ、条例制定によるメリット、デメリットや利用者の想い等を勘案して、担当課の結論を出す必要があると考えている。

H委員

- ・ 「兵庫県のユニバーサル社会づくりの推進に関する条例のことを考えて検討が必要である」というコメントがあるが、この条例は言語の条例でなく情報アクセス・コミュニケーションの条例であるので、手話を日本語と違う文化や構成をもった言語として認めて市民の方に共有いただいて広めていただくことが一番の願い。
- ・ 豊岡市議会で「国の手話言語法の早期制定のための意見書」が兵庫県で一番に採択された。現在、全国の全自治体から要望書が提出されているが国は動いていないので、自治体が自発的に手話言語条例を制定している。兵庫県では 41 のうち 23 の自治体が自主的に制定している。
- ・ 国に手話言語法を要望するため全国手話言語市区長会が発足している。約 860 自治体のうち約 560 の自治体が加盟している。兵庫県では、29 の自治体のうち 28 の自治体が加盟しているが、豊岡市だけ加盟していない。この会は市の条例制定が目的ではなく、国の言語法の早期制定を目的にしているので、ぜひ加盟して情報を共有して進んでほしい。